

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p style="text-align: center;">共同研究契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定 (中略) 2023年 3月31日改正 <u>2023年 9月29日改正</u></p> <p>(目次) (略)</p> <p>1. 共同研究契約標準契約書雛型 (略)</p> <p>2. 共同研究契約約款 (1) 約款本文 第1条 ~ 第32条 (略)</p> <p>(知的財産権の帰属) 第33条 第1項 ~ 第2項 (略)</p> <p>3 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 第一号 ~ 第三号 (略)</p> <p>四 当該知的財産権の移転 (<u>第31条の6第1項に規定する持分の放棄を除く。</u> <u>以下この号において同じ。</u>)、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権につい ての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者 権についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移 転の承諾をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとするこ と。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する</p>	<p style="text-align: center;">共同研究契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定 (中略) 2023年 3月31日改正</p> <p>(目次) (略)</p> <p>1. 共同研究契約標準契約書雛型 (略)</p> <p>2. 共同研究契約約款 (1) 約款本文 第1条 ~ 第32条 (略)</p> <p>(知的財産権の帰属) 第33条 第1項 ~ 第2項 (略)</p> <p>3 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 第一号 ~ 第三号 (略)</p> <p>四 当該知的財産権の移転、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権につい ての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権 についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転 の承諾をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとするこ と。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場 合は、この限りではない。</p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>場合は、この限りではない。</p> <p>イ ～ ハ （略）</p> <p>第五号 （略）</p> <p>第4項 （略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、<u>第33条の6</u>、第34条、第35条並びに第36条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項 （略）</p> <p>第33条の2 （略）</p> <p>（知的財産権の移転等の承認）</p> <p>第33条の3 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に移転する場合は、第33条第3項第四号ただし書の場合<u>及び第33条の6第1項に規定する持分の放棄により移転する場合</u>を除き、甲が別に定める知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第2項 ～ 第4項 （略）</p> <p>第33条の4 ～ 第33条の5 （略）</p> <p><u>（共有の知的財産権の持分放棄の届出）</u></p> <p><u>第33条の6 乙は、委託業務の成果に係る他者と共有の知的財産権に関し、自己の持分（以下「持分」という。）を放棄する場合は、持分の放棄を行う前に、甲が別に定める知的財産権持分放棄届出書を甲に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の届出書の提出に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付き通常</u></p>	<p>イ ～ ハ （略）</p> <p>第五号 （略）</p> <p>第4項 （略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、第34条、第35条並びに第36条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項 （略）</p> <p>第33条の2 （略）</p> <p>（知的財産権の移転等の承認）</p> <p>第33条の3 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に移転する場合は、第33条第3項第四号ただし書の場合を除き、甲が別に定める知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第2項 ～ 第4項 （略）</p> <p>第33条の4 ～ 第33条の5 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p><u>実施権を要求する場合、乙は、他の共有者の同意を得た上で、甲に対して無償で許諾しなければならない。</u></p> <p><u>3 乙は、前項により再実施権付き通常実施権を許諾した場合には、当該通常実施権の行使に支障を与えないように、持分の承継者に約させねばならない。</u></p> <p><u>4 乙が前3項の定めに違反したことについて、正当な理由がないと甲が認める場合、持分は無償で甲に譲り渡されるものとする。</u></p> <p>第34条 （略）</p> <p>（出願後の状況通知）</p> <p>第35条</p> <p>第1項 ～ 第2項 （略）</p> <p>3 乙は、委託業務に係る知的財産権を移転（<u>第33条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び</u>次項に規定するものを除く。）したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>第4項 （略）</p> <p>第36条 ～ 第56条 （略）</p> <p>特記事項 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>（中略）</p>	<p>第34条 （略）</p> <p>（出願後の状況通知）</p> <p>第35条</p> <p>第1項 ～ 第2項 （略）</p> <p>3 乙は、委託業務に係る知的財産権を移転（次項に規定するものを除く。）したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>第4項 （略）</p> <p>第36条 ～ 第56条 （略）</p> <p>特記事項 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>（中略）</p>

共同研究契約標準契約書（新）	共同研究契約標準契約書（旧）
<p>附 則</p> <p>1. この標準契約書は、2023年4月1日から施行し2023年度事業から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この標準契約書は、2023年10月1日から施行し2023年度事業から適用する。</u></p> <p><u>2. ただし、改正後の約款第33条第3項第四号及び第5項、第33条の3第1項、第33条の6並びに第35条第3項の規定は、2009年4月1日（平成21年4月1日）以降に締結した契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) 様式 様式第1 ～ 様式第3 （略） <u>様式第4-1 支払請求書</u> 様式第4-2 ～ 様式第22 （略）</p> <p>(3) 共同研究契約約款別表 （略）</p> <p>(4) 共同研究費積算基準 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1. この標準契約書は、2023年4月1日から施行し2023年度事業から適用する。</p> <p>(2) 様式 様式第1 ～ 様式第3 （略） <u>様式第4-1 支払請求書</u> 様式第4-2 ～ 様式第22 （略）</p> <p>(3) 共同研究契約約款別表 （略）</p> <p>(4) 共同研究費積算基準 （略）</p>